

平成24年8月22日

**【請願の審査】**

請願第45号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・  
解決を図る意見書の提出を求める請願

資料1 本市におけるアスベスト対策について

資料2 石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿健康被害救済制度）の概要

資料3 石綿による健康被害の救済に関する法律の本市の実施事業について

資料4 石綿による労働災害及び石綿救済法の請求・支給決定件数

環 境 局

本市におけるアスベスト対策について

1 アスベストについて

アスベスト（石綿）は天然に産出する鉱物繊維で、以下に示す6種類に分類される。そのうち、わが国で使用された代表的なアスベストは、クリソタイル、アモサイト、クロシドライトである。

アスベストの種類について

分類	石綿名	用途
蛇紋石族	クリソタイル（白石綿）	ほとんどすべてのアスベスト製品の原料として使用された。世界で使われたアスベストの9割以上を占める。
角閃石族	アモサイト（茶石綿）	吹付け石綿として使用された。クロシドライトは石綿セメント高圧管、アモサイトは各種断熱保温材にも使われた。
	クロシドライト（青石綿）	
	アンソフィライト	他のアスベストやタルク（滑石）、蛭石などの不純物として含まれる。
	トレモライト	
アクチノライト		

アスベストは、極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強いことから、建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート材など）、摩擦材（自動車のブレーキライニング、ブレーキパッドなど）、シール・断熱材（石綿紡織品、ガスケットなど）といった様々な工業製品に使用されてきた。

また、アスベストは、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫、肺がんの原因になることが知られている。（WHO報告）それらの健康被害は、アスベストにばく露されてから長い年月を経て現れ、例えば、中皮腫は平均35年前後という長い潜伏期間の後、発病することが多いとされている。



クリソタイル原綿



アモサイト原綿

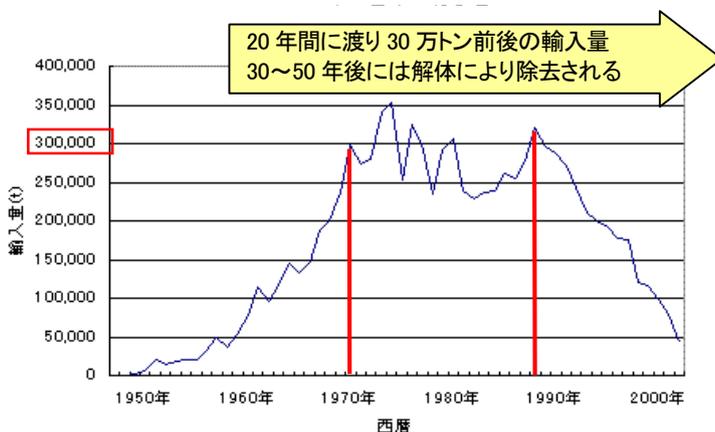


クロシドライト原綿

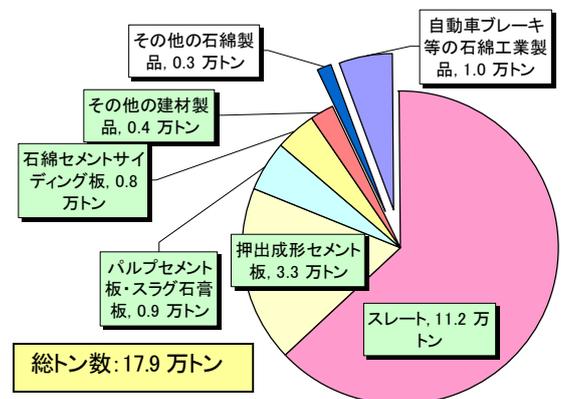
2 アスベストの使用実態

過去に輸入されたアスベストのうち9割以上が建材として使用され、今後、アスベスト建材を使用した建築物が30年から50年の耐用年数を過ぎ、2020年ころには解体工事のピークを迎えることが予測されている。【出典：(社)日本石綿協会「石綿含有建築材料廃棄物量の予測量調査結果報告書」】

なお、現在はアスベスト及びその製品の製造等は、労働安全衛生法により全面禁止されている。



日本のアスベストの輸入量



平成7年(1996年)国内におけるアスベスト製品の使用状況

**【参考】アスベストを含む建築材料について**

○ 飛散性アスベスト建材

飛散性アスベスト建材とは、除去工事により飛散する可能性が高い建材である。また、それは飛散の度合いにより、二つに分類される。

① 吹き付けアスベスト（飛散性：著しく高い）：レベル1



吹き付け石綿



吹き付けパーライト

② 石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材（飛散性：高い）：レベル2



屋根用折板石綿断熱材



配管保温材

○ 非飛散性アスベスト建材

③ 石綿含有成型板（飛散性：比較的低い）：レベル3

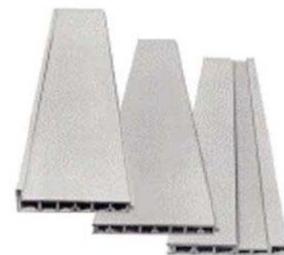
石綿含有成型板は、コンクリートや樹脂等にアスベストが練りこまれ、板状に成型された建材である。適切に除去されれば飛散の可能性は低いが、解体工事の際に破碎等の不適切な取扱いをした場合に、破断面からアスベストが飛散する。



スレート波板（屋根、外壁）



フレキシブルボード（天井）



押し出し成型板（壁材）

### 3 アスベストに係る主な関係法令とその概要

法令の名称	概要
労働基準法	療養補償すべき業務上の疾病および療養の範囲
労働者災害補償保険法	業務災害に関する保険給付
石綿による健康被害の救済に関する法律	労災補償の対象とならない者に対する迅速な救済
労働安全衛生法	アスベストを0.1%を超えて含有する製品等の製造・輸入・譲渡・提供・使用の禁止
石綿障害予防規則	飛散性及び非飛散性アスベスト建材除去等の作業時のばく露防止 ①アスベスト建材の事前調査、届出 ②石綿作業主任者の選任 ③特別教育の実施 ④作業基準の遵守
大気汚染防止法	飛散性アスベスト建材の除去等の作業時の環境への飛散防止 ①作業実施の届出 ②作業基準の遵守
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	建築物の解体工事時の特定建築資材へのアスベスト付着物の除去等 ①事前調査 ②届出
建築基準法	一定規模以上の建築物の増改築時における吹付けアスベスト建材の除去等の義務付け
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	石綿含有廃棄物等の適正処理 ①吹付けアスベスト等⇒特別管理産業廃棄物【廃石綿】(現場で二重梱包) ②アスベスト成形板等⇒石綿含有産業廃棄物(原則手作業による撤去、破砕の禁止、梱包等の飛散防止措置)
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	飛散性アスベスト建材の除去等の作業時の環境への飛散防止 ①アスベスト建材の事前調査、届出 ②大気濃度調査(敷地境界濃度、使用面積50m <sup>2</sup> 以上) ③作業完了届 非飛散性アスベスト建材の除去等の作業時の環境への飛散防止 ①アスベスト建材の事前調査、届出 ②作業実施の届出(使用面積500m <sup>2</sup> 以上) ③作業基準の遵守 ④作業完了届(使用面積500m <sup>2</sup> 以上)

#### 4 本市におけるアスベスト環境対策の取組

##### (1) アスベスト飛散防止対策

###### ア 大気汚染防止法による取組

同法により、吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材（飛散性アスベスト建材）の除去工事の際に「特定粉じん排出等作業実施届出書」を受理し、作業基準の遵守状況の審査を実施している。

届出は年間約 200 件で、そのうち臨海部の工業専用地域内であり、かつ飛散の可能性が低いグローブバックで行う除去作業以外の工事現場（約 60 件）に立入検査を実施し監視している。

###### イ 条例改正による取組の強化

建築物等の解体等作業における飛散防止対策の更なる強化を目的に、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正し、平成 23 年 10 月に施行した。

改正の概要は次のとおり。

- 事前調査の実施、結果の保存、届出
- 周辺住民への周知
- 石綿含有成型板（非飛散性アスベスト建材）の作業基準、作業実施の届出
- 石綿濃度の測定及び結果の報告
- 作業完了報告書の提出

この改正条例に基づき、石綿含有成型板に関する事前調査結果の届出が提出された場合は、全ての解体工事について立入検査を行い、適正な解体工事の実施について指導している。（月 50 件程度、年間約 600 件）

###### ウ 関係機関との連携による取組

建設リサイクル法、廃棄物処理法、大気汚染防止法の所管部署及び労働安全衛生法を所管する労働基準監督署との連携により、解体工事に関する情報交換や立入検査を実施し、適正な解体工事の実施について指導している。

##### (2) 大気環境調査

市内の 7 箇所において、年 2 回の大気環境濃度の調査を実施している。平成 23 年度の調査結果は次表のとおり。なお、アスベストに関する大気環境基準は定められていない。

単位：本/L

		川崎区 (田島町)	幸 区 (戸出本町)	中原区 (小杉町)	高津区 (溝口)	宮前区 (宮前平)	多摩区 (登戸)	麻生区 (百合丘)
H 23 年度	夏季	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.10 未満
	冬季	0.12	0.12	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満

###### 【参考】

世界保健機関（WHO）によると「世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は 1～10 本/L 程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。」とされている。

##### (3) 廃棄物の適正処理

アスベスト廃棄物は、特別管理産業廃棄物である廃石綿（除去工事により除去された吹付け石綿、保温材、断熱材、耐火被覆材）及び石綿含有産業廃棄物（石綿含有成型板等が解体工事等により撤去され廃棄物になったもの）に分かれる。それらの適正処理に向け、大気汚染防止法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく届出書に添付された産業廃棄物処理委託契約書等により、適正処理の確認及び指導を実施している。

## 石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿健康被害救済制度）の概要

### 1 法の経過について

平成17年6月に石綿製品の製造事業者である株式会社クボタ旧神崎工場（兵庫県尼崎市）の従業員、その家族、工場周辺住民に中皮腫等の石綿健康被害者が多いことが明らかになり、石綿による健康被害が大きな社会問題となった。

これを受け国では、石綿が長期間にわたって経済活動全般に幅広く、かつ、大量に使用されてきた結果、多数の健康被害が生じてきている一方で、石綿に起因する健康被害については長期にわたる潜伏期間があって因果関係の特定が難しく民事法による解決では迅速に対応できないため、石綿による健康被害者であって労災保険等による救済の対象とならない方を対象とし、迅速かつ安定した制度の実現を目的に、「石綿による健康被害の救済に関する法律(以降、石綿救済法という)」が平成18年2月10日に公布され、平成18年3月27日から施行となった。

その後、平成20年12月1日、平成22年7月1日、平成23年8月30日に支給対象の拡大、請求期間の延長、認定疾病の追加等の改正を行い現在に至る。

### 2 石綿救済法の主な内容

- (1) 対象者：労災の対象とならない石綿健康被害者（石綿を扱う職歴の有無は不問）。
- (2) 指定疾病：中皮腫、石綿起因性肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚。
- (3) 給付内容
  - ア 医療費…認定疾病についての自己負担分を給付。
  - イ 療養手当…認定者の入通院に伴う諸経費や日常生活における近親者等による介護に要する費用として月額103,870円を本人に支給。
  - ウ 葬祭料…認定者が認定疾病により死亡した場合に199,000円を遺族に支給。
  - エ 救済給付調整金…認定者が認定疾病により死亡した場合に280万円から死亡までに受けた医療費・療養手当の合計を引いた金額を遺族に支給。
  - オ 特別遺族弔慰金…法施行前もしくは法施行後に未申請のまま指定疾病により死亡した遺族に280万円を支給。
  - カ 特別葬祭料…法施行前もしくは法施行後に未申請のまま指定疾病により死亡した方の遺族に199,000円を支給。

### 3 石綿救済法と労災給付の関係

労災の対象となる方は石綿救済法の対象とならない。なお、労災と石綿救済法へ同時に申請することはできるが、両方の制度から給付を受けることはできない。

なお、石綿救済法により、労災給付を受けず死亡した労働者（遺族補償給付の時効5年を経過した方）の救済措置として、特別遺族給付（特別遺族年金240万円/年もしくは特別遺族一時金1200万円）を支給。

### 4 認定及び支給決定機関

独立行政法人環境再生保全機構

### 5 相談、申請受付窓口

- ・独立行政法人環境再生保全機構
- ・本市においては各区保健福祉センターにて相談・申請を受付し、環境再生保全機構に申請書類等を送付。

## 石綿による健康被害の救済に関する法律の本市の実施事業について

### 1 事業実施内容について

独立行政法人環境再生保全機構と石綿救済法の申請の受付等について、本市は委託契約を締結している。

内容としては、各区役所保健福祉センター地域保健福祉課地域健康支援係が申請書及び請求書の受付業務やその業務に付随する業務を行い、環境再生保全機構に提出をする。

その際、提出する申請書等受付簿兼送付表とチェックリストをコピーした書類を環境保健課に送付してもらい、それをもとに年度末において救済給付業務委託費を請求するいわゆる経由業務である。

### 2 申請受付件数について

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月27日施行されたことに伴い、本市でも各区役所保健福祉センター地域保健福祉課で同年4月3日から申請受付業務を行っている。

年 度	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
申請受付件数	4 件	3 件	1 1 件	1 0 件	1 9 件	5 件

### 3 啓発、周知について

#### ・川崎市ホームページ

石綿（アスベスト）による健康被害救済について

#### ・市政だより

- 18年 4月21日号「石綿(アスベスト)健康被害救済制度」
- 20年 9月21日号「石綿(アスベスト)健康被害特別遺族弔慰金などの申請」
- 20年11月21日号「石綿(アスベスト)健康被害の医療費、特別弔慰金などが拡大」
- 22年 7月21日号「石綿(アスベスト)健康被害救済制度・認定疾病の追加」
- 23年 3月 1日号「石綿(アスベスト)健康被害の医療費、特別弔慰金など」
- 23年 9月 1日号「石綿(アスベスト)健康被害の医療費、特別遺族弔慰金など」
- 23年10月 1日号 請求期限がのびました「石綿健康被害の特別遺族弔慰金など」
- 24年 8月 1日号 石綿による健康被害遺族に弔慰金など給付

#### ・河川情報表示板

23年2月1日～3月31日

「石綿(アスベスト)により健康被害にあわれた方やそのご遺族へ」

#### ・周知

- 20年12月「石綿による健康被害救済に関する法律の一部改正による制度の広報」  
ポスター、チラシ 各関係課 各区役所保健福祉センターへ配布
- 22年 2月「石綿健康被害救済制度における制度周知」  
ポスター、チラシ 各区役所保健福祉センターへ配布
- 23年 1月「石綿関連疾患に罹患した労働者及びその遺族に係る労災補償制度等」  
リーフレット 各関係課、各区役所保健福祉センターへ配布

## 石綿による労働災害及び石綿救済法の請求・支給決定件数

【独立行政法人環境再生保全機構公表「石綿健康被害救済法に基づく受付及び認定等の状況」をもとにした救済法の請求、決定状況】

石綿健康被害救済法 請求・決定状況(平成18年度は平成18年3月27日～平成19年3月31日の値)

		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度(※未確定値)		合計
		請求	支給決定	請求	支給決定	請求	支給決定	請求	支給決定	請求	支給決定	請求	支給決定	支給決定
全国		3,925	2,389	1,425	962	2,074	1,201	1,249	1,340	1,180	840	1,153	778	7,510
神奈川県		254	148	115	70	166	87	86	95	79	54	61	44	498

※ 環境再生保全機構に問い合わせたところ市町村ごとの数字は公表していない

【厚生労働省公表「石綿による疾病に関する労災給付などの請求決定状況まとめ」をもとにした労災の請求、決定状況】

労災保険法保険給付 請求・決定状況(平成17年度以降)

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度(※速報値)		合計
	請求	支給決定	請求	支給決定	請求	支給決定	請求	支給決定	請求	支給決定	請求	支給決定	請求	支給決定	支給決定
全国	1,796	722	1,708	1,784	1,127	1,002	1,326	1,114	1,174	1,071	1,142	994	1,141	1,037	7,724
神奈川県	不明	64	131	160	92	94	106	94	92	81	94	94	100	89	676

特別遺族給付 請求・決定状況(平成18年度は平成18年3月27日～平成19年3月31日の値)

		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度(※速報値)		合計
		請求	支給決定	請求	支給決定	支給決定								
全国		1,454	886	113	99	256	121	96	109	54	42	137	39	1,296
神奈川県		123	82	14	12	27	19	6	10	7	3	8	3	129

※ 厚生労働省及び神奈川県労働局に問い合わせたところ市町村ごとの数字は公表していない